

大法官府裁判所の裁判関連文書に見るシルクウーマン

——中世後期ロンドンの女性のライフサイクルと仕事——

佐々井 真知

はじめに

中世後期イングランドの諸都市では、未婚女性・既婚女性・寡婦というライフサイクルのすべての段階の女性たちが何らかの形で働いていた。特に、醸造業、食品業、織維関連業で活動する女性の姿が多く見られ、都市の中で少なからぬ経済的役割を担っていたといえる。一方、その背景にあった法と慣習が女性に認めていた権利に着目すると、ライフサイクルの段階によって、女性は働く際や裁判と関わる際に異なる権利を認められていた。加えて、コモン・ローと都市の慣習との間では既婚女性や寡婦に認める権利に違いがあり、ひとつのライフサイクルの段階の中でも、相容れない複数の規範が存在していたのである。このような状況を考慮すると、当時の女性と仕事との関係について理解するには、ライフサイクルという視点を取り入れて考察することが不可欠ではないだろうか。

そこで本稿では、ライフサイクルの段階の変化、特に法と慣習における扱われ方の変化が、女性が働く上でどのような影響を与えたのかという点に注目する。また、この考察を踏まえて、これまでの研究では取り上げられてこなかった史料を用いることで、新たな観点から生涯同じ仕事に携わることについて再考することとしたい。¹対象としては中世後期のロ

ンドンで絹加工業に従事していたシルクウーマンと呼ばれる女性を取り上げ、大法官府裁判所の裁判関連文書を、係争の内容だけでなく係争への関わり方にも留意して考察することで、中世後期の都市で働く女性の理解に貢献することを目指したい。

以下、第一章では、中世後期の都市で働く女性に関する先行研究を整理した上で本稿の目的と対象、史料について述べ、続く第二章では、仕事上のもめごとが原因となる係争に関連して裁判関連文書に登場するシルクウーマンを未婚女性・既婚女性・寡婦に分類し、それぞれの、法と慣習における扱われ方を概観した後、仕事の内容と、取引、係争それぞれへの関わり方についてまとめる。そして第三章では、第二章での分析を踏まえて、ライフサイクルの段階の変化が、仕事にかかる影響を与えたのか、また、ライフサイクルを通じて絹加工業に携わることが可能であったのか、という二点を考察することとした。

第一章 研究史と本稿の目的、対象、史料

本章では、第一節で、中世後期イングランド諸都市の働く女性に関する先行研究を整理し、本稿の目的を述べたい。そして続く第二節で、本稿で検討の対象とする、シルクウーマンと呼ばれた絹加工業に携わる女性についての概要と研究史を示し、第三節において本稿で使用する大法官府裁判所の裁判関連文書の概要をまとめておきたい。

第一節 研究史と本稿の目的―都市で働く女性について

都市で働く女性についての研究には、二〇世紀前半から多くの蓄積がある。⁽²⁾ 法や慣習、会計簿、都市の文書、裁判関連文書、遺言書などが史料として用いられており、主に二〇世紀前半と、一九八〇年代以降に多くの研究が見られる。二〇

世紀前半の、エイブラム Abram、デール Dale、パウア Power による研究は、都市の女性が就いていた多種多様な仕事を紹介し、既婚女性が夫の仕事の補助にとどまらず、独立して自分の仕事を持つこともあったこと、また徒弟にも親方にもなっていることなどから、女性が都市の商業、手工業において男性と並んで積極的に活動し、経済的役割を果たしていたことを強調している。³⁾これに対して一九八〇年代以降の研究には、これらの見解を再考し、女性の仕事の内容や女性が働くことについて周囲の状況も考慮した上で論じる研究が充実している。具体的には、一三四八年から四九年の黒死病後から一五世紀までを、前後の時代よりも女性に多くの権利が与えられ、女性が働くことに対して比較的寛容であった時代と捉えるか否かが論点となっている。これについて肯定的見解を示すのは Baron、ゴールドバーグ Goldbergらであり、Baron は特にロンドンでは既婚女性と寡婦に多くの権利が与えられていたことを、ゴールドバーグはヨークの女性を対象とし、黒死病による人口減少の影響で、結婚に頼らず独立して働く女性が増えたことをそれぞれ述べており、前述の時代を女性が男性から独立して働くことが比較的容易であった時代だとしている。⁴⁾一方、ベネット Bennett、コワレスキー Kowaleski は、都市の経済状況の変化に伴って女性と仕事との関係も変化したものの、女性が低賃金で非熟練の、低地位の仕事につくという点は変化しなかったことを強調している。⁵⁾

また、これら近年の研究は、女性のライフサイクルと仕事との関わりに注目していることも、特徴的といえるだろう。ベネットは、エール醸造業に携わる未婚女性・既婚女性・寡婦のそれぞれの人数や活動の規模の違い、また年代によるそれらの変化に注目することで、一三四八年の黒死病以前は女性が卓越していた小規模なエール醸造業が、一六世紀までには男性が主導する産業へと変化する過程を描いている。⁶⁾例えば、資金調達に関して夫からの援助を期待できる既婚女性よりも不利な立場にある未婚女性と寡婦が、エール醸造業が需要の拡大によって大規模な産業に移行する過程の初期にエール醸造から退いていくことが明らかにされるなど、女性をひとくくりにして扱うのではなく、ライフサイクルの段階に留意して論じていることが、女性とエール醸造業との関わり方をよりの確に描くことを可能にしている。

以上で見てきた研究からは、働く女性というテーマを論じる際に都市の慣習や経済状況といった周囲の状況と関連づけることの必要性和、その際に女性のライフサイクルという視点を取り入れることの有効性が示されたといえる。しかしながら、このような成果がある一方で、女性は、ライフサイクルの段階ごとに法や都市の慣習において異なる権利を得ていたという点は十分に考慮されてきたとはいいがたい。ベネットは、先に述べたようにエール醸造業においては既婚女性が有利であったこと、男性主導の産業となっていく過程ではまず未婚女性と寡婦が排除されていたことを指摘しているが、その際にライフサイクルの段階ごとの法と慣習による扱われ方の違いが影響したのかといった点にはふれていない。またゴールドバーグは、女性が使用人として家庭の外で働くことが、結婚するか否かといった女性のライフサイクルの段階の決定に影響を与えたことを明らかにしているが、その逆、つまりライフサイクルの段階の変化が、働くことによる影響を与えたのか、という点も検討する余地があるのではないか。⁽⁷⁾後に詳しく述べる、マッキントッシュ McIntosh の研究は、中世後期の都市の慣習にある、既婚女性が夫から独立して働くことができる「独立女性」の地位に注目しているが、それにより明らかになる既婚女性の働き方を、商工業のある特定の分野で働く未婚女性、寡婦の働き方と比較することも必要だろう。⁽⁸⁾

そこで本稿は、商工業の一つの分野を取り上げ、ライフサイクルの段階ごとに女性と仕事との関わり方を具体的にみていくことで、ライフサイクルの段階による法と慣習における扱われ方の変化が、女性が働く上でどのような側面にいかなる影響を与えたのかという点を明らかにすることを目的とする。この検討によって、働く女性を、法と慣習という背景に留意した上で捉え直すことができ、一五世紀後半の都市の女性は与えられた権利を最大限に利用してさまざまな形態で事に従事していたこと、また夫からは独立して生涯一つの仕事に携わる女性も存在したことが示され、中世後期の都市で働く女性像に新たな一面を加えることが可能になるだろう。

対象としては、女性が多く従事していた繊維関連産業の中でも主体的に働く女性が多く見られ、それゆえにまとまった数

の史料が現存している、シルクウーマンと呼ばれた絹加工業に携わる女性を扱う。そして、ライフサイクルの段階ごとに、仕事の内容、取引や裁判との関わり方を探り、それぞれの段階を比較するという方法を用いることとする。

第二節 対象—シルクウーマンについて

シルクウーマンとは、中世後期の都市において、絹加工業に従事していた女性たちである。⁽⁹⁾レーシー Lacey⁽¹⁰⁾によれば、シルクウーマンという言葉が史料に現れるのは一四世紀初頭からであり、一五世紀後半に最も多く見られる。⁽¹⁰⁾当時、生糸は大陸から輸入されていたこと、絹製品の売却も彼女たちの仕事の一つであったことから、シルクウーマンはイングランドの対外貿易の中心地であり、商業地であったロンドンに圧倒的に多く存在していた。仕事の内容は、生糸を商人や同業者から購入することから、生糸を、製品を作るための絹撚糸に加工すること、コースという布・リボン・レース・フリンジ・タッセルなどの製品を製作すること、そしてこれらの製品を王室、貴族、ジェントリ、衣服加工業者などに売却することまでと幅広く、そのうちの複数の分野に従事するシルクウーマンも見られる。⁽¹¹⁾また、シルクウーマンのもとで修行をする徒弟もいたことから、シルクウーマンには、訓練費を払って絹加工業の技術を習得した、比較的裕福な女性が多かったとされる。絹加工業には同職ギルドのような団体は存在しなかったが、一五世紀後半のシルクウーマンは、外国人商人による絹製品の輸入の禁止を求める請願を議会に対して行っていることから、ある程度のまとまりはあったのだろう。

次に、シルクウーマンについての研究を整理しておこう。シルクウーマンは、都市の働く女性を扱った研究において、専門の技術を持っている点、経営者、雇い主としても働いている点などから特殊な例として多く取り上げられてきたため、やはり二〇世紀前半と一九八〇年代以降に多くの研究が見られる。まず、二〇世紀前半のデールの研究は、遺言書、都市の文書、裁判関連文書、会計簿など多様な史料を駆使することで、先に述べたようなシルクウーマンの仕事の内容の大部分を明らかにしている。⁽¹²⁾そして、同職ギルドは存在しなかったものの、シルクウーマンの仕事は単なる家庭内の仕事とし

て扱われるべきものではなく、徒弟に訓練を施すなど、男性の商工業者と同様に絹加工業に従事していたと結論づけている。しかし、半世紀後にベネットとコワレスキーは、デールの研究の成果を踏まえた上で、シルクウーマンは、高い専門技術を持ち、高額な商品の取引に関わり、生涯を通じて仕事に携わり、そして共同で請願をするなどある程度のまとまりがあったにもかかわらず、同職ギルドの結成が認められなかったという点を強調し、シルクウーマンは中世の都市の仕組みがいかに女性に不利に働いていたかを示す例だと述べている。¹³

また、レーシーは、デールと同じくシルクウーマンの仕事の内容について考察しており、とくに彼女たちが製作した製品について詳述している。¹⁴ 加えて、シルクウーマンの活動を容易にした理由として、生糸の代金を分割して支払うという当時の商業慣行を利用できたこと、保証人を利用できたことを挙げており、さらに絹加工業には出来高払いの仕事もあり、独立して働くための資金が準備できるまで、ほかのシルクウーマンの下で働く女性もいたと推測している。レーシーの研究からは、シルクウーマンの働き方の一端も明らかにされたといえよう。

これらの二〇世紀前半から一九八〇年代までの研究によりシルクウーマンの活動の大枠は明らかになったといえる。その成果を踏まえて、近年はシルクウーマンと周囲の人々との関係に注目した研究が行われている。例えばサットン Sutton は、ロンドンの服地商との関係を強調し、シルクウーマンを、服地商の影響を受けるグループの一つと位置づけている。¹⁵ また、一人のシルクウーマンの生涯を、主に寡婦の時期を中心に周囲の人々との関係に注目してたどることで、女性の生き方の一つの例を示した研究も見られる。¹⁶

このように、シルクウーマンについての研究は比較的多くなされてきたといえるが、これらの研究ではシルクウーマンは常にひとくくりにして捉えられ、ライフサイクルという視点を取り入れた研究は少ない。サットンが服地商についての研究で、服地商の娘・妻・寡婦であるシルクウーマンを扱っているのみである。¹⁷ しかし、女性がライフサイクルの段階ごとに法と慣習において異なる権利を認められていたという背景と、シルクウーマンには未婚女性・既婚女性・寡婦のすべ

ての段階が見られるという事実をあわせて考えると、シルクウーマンの働き方をよりの確に捉え、女性と仕事との関わり方の一端をより明確に示すためには、ライフサイクルの段階ごとの分析が必要なのではないか。そこで本稿では、シルクウーマンを、ライフサイクルのそれぞれの段階においてどのように絹加工工業に携わっていたのかという点から捉えることを試みる。

その際、前述のように、シルクウーマンは中世後期の働く女性の平均的な類型とは異なるため、本稿で明らかになった点をそのまま、働く女性全体に適用することはできないだろう。しかし、働く女性に関する史料は断片的にしか現存しない中で、ある程度のみとまった数の史料を用いることができるシルクウーマンを取り上げることが、シルクウーマン以外の働く女性の状況を推測する手段となりうるのではないか。

第三節 史料—大法官府裁判所の裁判関連文書について

史料としては、大法官府裁判所 the Court of Chancery の、請願書・答弁書・反駁書・尋問書からなる裁判関連文書を用いること⁽¹⁸⁾としたい。裁判関連文書を史料とする理由は、ライフサイクルのすべての段階の女性が見られること、係争において何が問題となっているのか、またもめごとの当事者と係争の当事者は一致するのか、といった点に注目して読み解くことで、シルクウーマンと絹加工工業との関わり方について多くの情報を得られることである⁽¹⁹⁾。

本稿では、訴訟当事者あるいは関係者がシルクウーマンであると明記されるもの、あるいは内容からそうであると判断できるもので、絹加工工業に関するもめごと⁽²⁰⁾に起因する係争一〇件に関する文書を転写、解釈して用いる(表1参照)。これら一〇件の係争に登場するシルクウーマンは、訴訟当事者として現れる場合と関係者として現れる場合の両方を合わせると、一七名である。一件(史料10)のみ申立人がエクセターの出身者であり、別の一件(史料9)に登場する人物には地名は併記されていないが、そのほかの八件はすべて、訴訟当事者の一方あるいは両方がロンドン市民である男性やその

妻、寡婦である。⁽²⁰⁾ 時期は一五世紀後半から一六世紀初頭にかけてのもので、現存する大法官府裁判所の裁判関連文書のうちシルクウーマンがその仕事上の問題において登場する文書のすべてを用いたことになる。

方法としては、史料に現れるシルクウーマンを、未婚女性・既婚女性・寡婦に分け、それぞれの段階における仕事の内容、取引や係争との関わり方について整理し、比較する(表2参照)。それを通して、ライフサイクルの段階の変化が仕事にいかなる影響を与えたのか、ライフサイクルを通じて絹加工業に携わることが可能であったのか、という点を明らかにしたい。

大法官府裁判所の裁判関連文書は、近年になって、マッキントッシュの研究のように、係争の原因に着目することで女性が働く上での問題を明らかにした研究が見られ、史料として十分に活用され始めたといえる。⁽²¹⁾ しかし、それ以前の働く女性に関する多くの研究では、仕事の内容を探る手段として記述のうちの一部のみが取り上げられるにとどまっていた。シルクウーマン研究でも、そこに書かれたことすべてが事実であるという前提に基づき、シルクウーマンの活動の実態を探ることができるとして、史料としての性質が満足に考慮されることなく用いられてきた。⁽²²⁾ しかしながら、係争が少しでも自分に有利に進むように、事実を曲げたり、誇張したり、自分の立場を偽ったりした裁判関連文書が作成される可能性は十分に考えられることである。したがって、裁判関連文書を扱う場合には、係争の争点をきちんと把握した上で、係争の両当事者が、少しでも優位に立つためにそれぞれどのような主張をしようとしているのか、という点に留意する必要がある。それらを理解して初めて、扱っている史料にどのようなフィルターがかかっている可能性が高いのかを判断することができ、史料の記述をどの程度事実と考えるべきかが判断できるのではない。したがって本稿では、裁判関連文書から読み取れるシルクウーマンの仕事内容や、取引や係争との関わり方について探る際に、係争そのものの内容と、係争の両当事者の主張それぞれを考察する必要があると考える。そこで、少なくとも取り上げている史料に関しては、必要な場合にはそれらの説明を付しながら議論を進めていきたい。

加えて、大法官府裁判所の裁判関連文書の欠点として、通常は提出や受理の日付は記されないため、提出あるいは受理の年代の特定が不可能であることも挙げておくべきだろう。ただ、請願書のあて名には、大法官が司教職を兼務していればその司教区名が記されるため、大法官の在職リストと照らし合わせ、ある程度は年代を絞ることができる⁽²³⁾。この点に関しては、遺言書などほかの史料からの情報も交えてできるかぎり年代を絞ることで対応したい。

また、これまでシルクウーマン研究で多く用いられてきた史料としては、ほかに遺言書がある。しかしながら、遺言書はそれが作成された時点での、特に仕事以外での遺言者と他人とのつながりを見出すには有効である一方で、仕事の内容や取引の方法などについて明らかにするには不十分である。また、女性に関しては、遺言書作成者はほとんどの場合寡婦であるため、ライフサイクルのほかの段階にある女性の仕事についての情報を得ることは難しい⁽²⁴⁾。これらの理由から、遺言書は本稿で使用する史料としては、あまり適切ではないといえる⁽²⁵⁾。ただし、史料の不足を補うため、必要に応じて参照することとする。

第二章 裁判関連文書に見るシルクウーマン

本章では、ライフサイクルの段階の変化に伴う法と慣習における扱われ方の変化が、女性が働くことにもたらす影響の一端を明らかにするため、裁判関連文書に登場するシルクウーマンを未婚女性・既婚女性・寡婦に分け、仕事の内容と、絹加工業に関するさまざまな場面におけるシルクウーマンの立場という二点に注目して裁判関連文書を検討してみたい。二点目の検討にあたっては、仕事上の取引に関わる場面と係争に関わる場面とで異なる立場で史料に登場するシルクウーマンも見られるため、これら二つの場面に分けて見てみたい。加えて、各節の冒頭で、ロンドンをはじめとする中世後期イングランド諸都市における、未婚女性・既婚女性・寡婦のそれぞれの女性の法と慣習における位置づけについて、女性

と仕事に関する部分を中心に簡単に示すことにしたい。

第一節 未婚女性

本稿で扱う史料のうち四件(史料1、5、9、10)に、徒弟を含めた未婚女性のシルクウーマンが五名登場する⁽²⁶⁾。ただし、史料1のジョーン・ウォルブロー Joan Wolbarowe は係争の時点では寡婦である。

(一) 法と慣習における未婚女性

未婚女性には、親元にとどまっている女子から、一〇代半ばから二〇代の、徒弟あるいは使用人として生家の外で活動する女子、そして自らの世帯を持つ女性まで、幅広い年齢の女性が含まれる。ロンドンでは女子も男子と同じく徒弟として訓練を受けることが可能であったが、徒弟修行を経て市民となった男性とは異なり、女性は徒弟修行を終えたとしても、市民として都市の政治に参加するなどの権利は得られなかった。しかし、コモン・ロー上では、未婚女性は男性と同じ権利を持つとされ、遺言書を作成することや自己名義で取引をすることは可能だったようである⁽²⁷⁾。

(二) 未婚女性のシルクウーマンの仕事内容

大法官府裁判所の裁判関連文書から未婚女性を取り出すと、徒弟として親方のもとで修行をしていた女子(史料1、9、10)、職人として親方のもとでおそらく住み込みで絹加工業に従事していた女性(史料1)、そしてシルクウーマンとして活動していたと考えられる女性(史料1、5)、という三つの形態が見られた⁽²⁸⁾。このうち、女子の徒弟に関しては多くの先行研究があり、シルクウーマンのもとで訓練を受ける徒弟も言及されているため、ここでは、本稿で扱った史料から読み取れる、絹加工業の技術の伝達の一形態を紹介するにとどめたい⁽²⁹⁾。次で見えていく史料9は、ハウランド Howland も取

り上げているように、正式な徒弟修行とは異なる形でシルクウーマンの技術が伝えられていく例を示しているといえる。⁽³⁰⁾

史料9は、エマ・ウィンガー Emma Wyngar が、徒弟であった期間の飲食費を支払ったにもかかわらず、もと親方であるリップペンゲール Rippyngeale 夫妻からロンドン市内で借金のかたで訴えられ、それに対して彼らを訴えているという内容である。この史料9からはまた、シルクウーマンの技術がどのように伝えられたかの一端をも垣間見ることができ。エマの主張によれば、エマの母は、マーガレット・リップペンゲール Margaret Rippyngeale がエマに「シルクウーマンの手工業と裁縫」を教えることについて、リップペンゲール夫妻と同意し契約を交わしたとのことである。この契約は、エマが、マーガレットの「食事や飲み物の世話やそのほかの仕事」も行うこととされた点において、一般的な徒弟契約と異なっている。ギルドホールに登録され、通常であれば七年間修行する徒弟としてシルクウーマンの技術を学んだ未婚女性がいた一方で、このような、訓練費を支払ってはいるが「インフォーマル」な形においてもその技術は伝えられていたと推測できる。おそらく、正式な契約書が交わされることなしに、シルクウーマンが自分の専門である絹加工業の一側面を教えていた例は多く、史料に残るよりも多くの女子が絹加工業の技術を学んでいたと考えることは妥当だろう。⁽³¹⁾

未婚女性が徒弟以外の形で絹加工業に携わっていることを示しているのが、史料1の一連の文書である。⁽³²⁾ 筆者は以前、史料1を取り上げ、係争内容を中心に論じた。以下ではその結果明らかになったことを、シルクウーマンの仕事内容や取引・係争との関わり方について、再録をおそれず述べたい。ジョン・ウォルブローは、通常であれば七年間の徒弟期間を修了した後、おそらく数年間、未婚の時期に住み込みの職人として親方の下にとどまり、親方の顧客であるほかのシルクウーマンに絹撚糸を届けたようである。また彼女の親方のキャサリン・ドーア Katherine Dore は、おそらく未婚女性でありながら、徒弟に絹加工業の技術を教えていたこと、生糸を絹撚糸に加工し、それをほかのシルクウーマンに売却していたこと、糸の染色にも従事していたことが史料1からわかる。

また、史料5によって、シルクウーマンが保証人を利用して絹加工業に必要な材料や製品を購入していたことが示され、

レーシーが指摘したように、ロンドン市民の最も裕福な階層には属さないシルクウーマンも存在したことの背景の一つに、保証人の利用があったことを推測できるだろう。⁽³³⁾

未婚女性のシルクウーマンの仕事内容については史料の不足から十分な情報を得ることはできないが、少なくとも、正式な徒弟修行を受ける女子に加えて「インフォーマル」な形で絹加工業の技術を学ぶ女子もいたこと、職人を抱えて生糸を絹糸系に加工し、それを売却するという活発な活動をする女性もいたこと、また保証人の利用によりそのような活動も可能であったということが史料から明らかになったといえよう。

(三) 取引・係争との関わり方

次に、絹加工業に携わる際に必要となるさまざまな取引の場面と、それに関連する係争の場面における、未婚女性のシルクウーマンの立場を見てみよう。

史料1に登場するキャサリン・ドーアに注目すると、未婚女性や後で扱う寡婦は自己名義で契約を結ぶことに加え、他人と共同して契約を結ぶなど、契約上取りうる立場に自由裁量の余地があったことを指摘できる。史料1cにおいて、キャサリンは金銭債務証書を仕立商の男性と共同で作成したと述べており、未婚女性や寡婦であっても、必要に応じて他人と共同で契約を結んだり係争に関わったりしたようである。⁽³⁴⁾そしてまたキャサリンは、もと徒弟であったジョーンから、大法官府裁判所において単独で訴えられており、加えてジョーンによれば、キャサリンは、ジョーンをコモン・ロー裁判所に訴えたということである。この、ジョーンの言い分が事実だとすれば、キャサリンの例は、単独で訴え、訴えられることが可能であるという、コモン・ローが認める未婚女性の権利を利用することが現実に可能だったことを示している。⁽³⁵⁾また、史料9のエマの例も、単独で訴え、訴えられうる未婚女性の一例といえよう。⁽³⁶⁾

第二節 既婚女性

本稿で扱った史料に見られる一七名のシルクウーマンのうち、係争の原因となるもめごとの発生時に既婚女性であったのは一一名、係争時にそうであったのは七名である。⁽³⁷⁾

(一) 法と慣習における既婚女性

中世後期イングランドにおいて、コモン・ロー上、既婚女性は自分自身の財産として動産・不動産を持つことはできず、未婚時に所有していた財産はすべて夫の財産とされた。⁽³⁸⁾ そのため、既婚女性は夫から独立して、自分自身のためだけの契約を結び、財産を築く能力は持たなかった。ただし、夫が妻に代わって、あるいは夫と妻が共同でという形であれば、また夫の同意を得ているのであれば、既婚女性も商業活動に関わることは可能であったようであり、既婚女性による商業活動が完全に不可能であったわけではない。⁽³⁹⁾

一方で、中世後期の、ロンドンをはじめとするイングランド諸都市の慣習は、既婚女性が夫から独立して仕事に携わることに對してコモン・ローに見られるよりも寛容な態度をとっており、既婚女性が未婚女性や寡婦と同じように、手工業に、またおそらく手工業に携わる上で必要となる商業活動に主体的に従事することを認めていた。⁽⁴⁰⁾ 本稿では、この慣習に従って夫から独立して働き、自己名義で仕事に関する契約を結ぶなどの活動を行っていた既婚女性 *“femme sole”* のことを「独立女性」と記すこととする。⁽⁴¹⁾ 以下では、主にマッキントッシュの研究によりつつ、独立女性という地位の概要を示したい。⁽⁴²⁾

マッキントッシュは、裁判関連文書の分析から、独立女性という地位はロンドンでは一五世紀後半に最も多く利用されたが、実際には従来の研究で述べられてきたほど既婚女性にとって有益な地位ではなかったとしている。理由としては、夫の許可を得ることなしに、自分自身の名で商業上の契約を結んだり、金銭の貸し借りを行ったりできるという利点があ

る一方で、彼女自身の仕事に起因するもめごとに関して裁判を起こされた際には、単独で罰則を科されるといふ欠点もあることが挙げられる。⁽⁴³⁾ コモン・ロー上であれば、つまり独立女性の地位を利用せずに、夫の庇護下にある女性“*fenime couverte*”として取引を行ったのであれば、妻のみに対して訴えが提起されることはなく、妻のみが債務の履行を求められることもなかった。⁽⁴⁴⁾ また、夫の視点に立てば、妻が独立女性として働くということは妻が関わるもめごとの責任をとる必要がないことを意味する。つまり、実際に独立女性であるか否か、また独立女性として活動したと主張するか否かは夫と妻の双方にとって、係争においても重要な関心事であったのである。

(二) 既婚女性のシルクウーマンの仕事内容

裁判関連文書からは、未婚女性に比べ既婚女性のシルクウーマンの多彩な活動が明らかになる。生糸から絹撚糸への加工、糸の染色、絹製品の製作といった仕事のほか、それらを同業者であるシルクウーマンに売却することも自らが行っている。加えて、生糸や絹撚糸、金糸、コース、リボンなど、絹加工業の材料と思われる物品を、ほかのシルクウーマンからだけではなく国内外の商人から大量に購入している女性も見られる。おそらく、既婚女性のシルクウーマンには、アグネス・ハル Agnes Hull (史料2) のように、生糸をほかのシルクウーマンから購入して絹撚糸に加工し、それをほかのシルクウーマンに売却するといった手工業的側面に重点をおいていた女性と、セシリー・ウォルコット Cecily Walcott (史料6) やジョーン・ホーン Joan Horne (史料8) のように大量の生糸や金糸、布などを商人から購入し、それをほかのシルクウーマンだけでなく王室や貴族などに売却するといった商業的側面に重点をおいていた女性の両方がいたのだらう。⁽⁴⁵⁾ 既婚女性のシルクウーマンの仕事内容に、専門分化の傾向が見て取れるということは、既婚女性がそれだけ多彩で活発な活動をしていたことの証として理解できる。また、これらの活動に加えて、親方として女子の徒弟に絹加工業の技術を伝えていたことも、史料から明らかである。

(三) 取引・係争との関わり方

前項で述べたように、既婚女性のシルクウーマンの活動は、撚糸や絹織品の製作と材料や製品の売買といった絹加工業そのものと、徒弟の訓練という二つの側面に大別できる。そこで本項でも、既婚女性のシルクウーマンの取引や係争との関わり方について、これら二つの側面に分けて検討してみよう。ただし、前者のうち、もめごとの原因となったのは本稿で扱った史料の場合は材料や製品の売買という商業的な面であったため、以下では、絹加工業の材料や製品の売買と、徒弟の訓練というように区分したい。

a. 絹加工業の材料や製品の売買

既婚女性のシルクウーマンの、絹加工業の材料である生糸や絹撚糸、布などの購入や自らが製作した製品の売買の立場と、それに関する係争の際の立場については、夫が関わる度合いによって、以下の四つの形態が史料から明らかになった。ただし、ここで注意しなければならないのは、係争において取引の立場として主張されるものと、実際に取引をしたときにとついていた立場とが異なる可能性があるという点である。既婚女性の場合、独立女性であるか、夫の庇護下にある女性であるかによって契約の責任能力が変わってくるため、特に留意する必要があるだろう。したがって、可能な限り訴える側と訴えられている側双方の主張を見定めつつ検討することとしたい。

第一に、史料6 a、史料8に見られる、独立女性の地位を利用して材料を購入したとされる例が挙げられる。⁽⁴⁶⁾ どちらの史料も、シルクウーマンに絹加工業の材料を売却した商人が申し立てている請願書であり、史料6 aはジェノヴァ商人が提出したものである。商人たちによれば、セシリー・ウォルコット(史料6 a)とジョン・ホーン(史料8)は、商人との取引の際に自ら「独立女性 *sole merchant*」と称したという。そしてセシリーの場合は、商人と、服地商である夫と

セシリーとの間で、またジョーンの場合は、商人とジョーンとの間で支払いの契約が結ばれた⁽⁴⁷⁾。しかし、代金を支払う段階になって、セシリーもジョーンも自分は独立女性としてロンドン市の文書に記録されてはいないために独立女性ではない、つまり、支払いの責任を負う必要はないとして、支払いを拒否していると商人たちは申し立てている。このもめごとは、上で述べたように、既婚女性の扱われ方がコモン・ローと「ロンドンの慣習」とで異なっていたため、契約時にシルクウーマンがどちらの立場をとったのが問題となっており、「ロンドンの慣習」が認める独立女性の地位の認定の仕方もあいまいなものであったことが問題をいつそう複雑にしている。しかし、商人らによる、独立女性として契約履行の責任を負うべきという主張を信じる限り、そのあいまいさを支払いの際や係争の際に利用することも含め、既婚女性のシルクウーマンが仕事上の取引に関わる際に独立女性の地位を利用していたことが、これらの史料から伺える。しかしながら、この二件の内容からは、シルクウーマンを訴えている商人たちこそ、独立女性の地位を利用しているという可能性も考えられるのである。つまり、訴えられたセシリーとジョーンは、「独立女性として契約した」と主張されることで、代金の支払いの責任を問われているのであり、商人たちが商品の代金を受け取るために、取引相手の女性を、取引の段階では彼女たちは独立女性であった、それゆえ彼女たちには支払いの義務がある、と申し立てるという方法をとっている可能性があるということである。そしてセシリーもジョーンも訴えられた時点では寡婦であり、商人らは夫に支払いの責任を負わせることができなことがその可能性を高めている。このように、史料6・8は、一見すると、独立女性の地位を利用して取引に関わる女性の例を示しているようだが、必ずしもシルクウーマンがその地位を利用したとは限らないことを断っておくべきだろう。しかしながら、実際に独立女性としての取引が起こりえたことが、商人たちの主張の背景にあることは確かであり、その意味では、独立女性として絹加工業に携わる女性の例を示す史料と理解することができる。また、既婚女性と係争との関わり方については、訴訟当事者ではないが、史料2hで三名の既婚のシルクウーマンが自分自身の名で証言をしていることも記しておきたい。

独立女性の地位の利用に加え、第二に、夫の許可の下で、しかし夫は関係せずに、生糸の売買を行ったと主張し、それに関する裁判には夫と共同で関わっている既婚女性も見られる。史料2は、シルクウーマン同士の係争を記していること、一件につき複数の書状が残っていることからまれな例といえ、内容も興味深い⁽⁴⁸⁾。しかしここでは、史料に見られる既婚女性と仕事との関わり方に注目したい。申立人である、ワイン商のウィリアム・ロヴェル William Lovell の史料2 e の請願書によれば、シルクウーマンである妻のエレン Ellen は「彼（ウィリアム・ロヴェル）なしで、彼の許可の下で」、石工のウィリアム・ハル William Hall の妻でシルクウーマンであるアグネス Agnes に生糸を売ったということである。そしてアグネスもまた、「彼女たちの間で同意された取引」で夫の許可の下でエレンから生糸を買ったとされている。この、ウィリアム・ロヴェルの主張は、一見、独立女性の地位を示しているように見受けられるが、夫の許可の下での取引であるとしている点、またそのために、アグネスはすでに死亡しているものその債務が無効になると考えずに夫のウィリアムに生糸の代金の支払いを求めている点で異なっているといえよう。係争との関わり方に注目すると、史料2 a、2 b の請願書と、史料2 d の反駁書ではロヴェル夫妻は常に共同で申し立て、また反論している。史料2 e の請願書では夫のウィリアム・ロヴェルのみが申立人となっているが、これはエレンが死亡したためである。ロヴェルの側は、シルクウーマンである妻と、相手のシルクウーマンとの契約は、「夫の許可の下で」の取引であると主張することにより、死亡したシルクウーマンの夫に債務履行を求めることができることを見込んで、訴えを夫と妻の共同でおこしたのだろう。おそらく実際に、そのような状況での取引が多かったからこそ、この主張がなされていると考えられる。

そして第三に、夫と共同で絹加工業の材料の受け取りに関わったと思われる、またその取引に起因する係争でも夫と共同で申立人となっている既婚女性の例が史料7である。この史料は、魚商であるジョン・ポーター John Porter と妻でシルクウーマンのキャサリン・ポーター Katherine Porter が共同で申し立てている請願書である⁽⁴⁹⁾。この請願書の内容からは、生糸の受け取りにおいても、それに関して訴えられることにおいても、また請願書を提出することにおいても、常にジョ

ンとキャサリンは共に活動していることが伺える。キャサリンは、夫の庇護下にある女性という立場を一貫してとりつつ係争に関わっているといえよう。また、史料2 hからはマーガレット・デュラント Margaret Durant が夫と共同の契約でほかのシルクウーマンにコースを売ったことが明らかに、絹加工業に関する取引を、夫と共同で行う既婚女性の例がここにも見られる。

最後に、史料4から、夫が代理で材料を購入し、それに関して夫のみが訴えられる例が挙げられる。⁽⁵⁰⁾この請願書からは、史料7にも登場したジョンとキャサリンのポーター夫妻と、二名のジェノヴァ商人との間でおこったもめごとが読み取れるが、係争の真の当事者であるはずのシルクウーマンが係争の表面には登場しないという点で、既婚女性の置かれた複雑な状況を見ることが出来る。ジョンが申し立てた事柄を整理すると以下のとおりである。まず、妻キャサリンが、ジェノヴァ商人らと交渉してリボンを買った。しかし、その支払いに関する金銭債務証書を商人と作成したのはキャサリンではなくジョンである。一方で、代金の支払いはキャサリンが主に行ったようであり、すべての代金が支払われたにもかかわらず、商人たちは支払いをジョンに求めてロンドン市の裁判所で訴訟を起こした。そしてジョンが、その訴訟の移送を大法官府裁判所に申し立てるために作成した請願書が史料4である。つまり、契約を結び、ロンドン市において訴えられたのはジョンであるが、契約交渉したのは妻キャサリンであり、すでに彼女が代金も支払っているという主張である。この史料は、シルクウーマンが、既婚女性であることを利用して夫に取引の契約締結を任せつつも、実際の交渉や代金の支払いなどは自らがシルクウーマンとして行う例を示しているといえる。

これまで検討してきたとおり、今回扱った史料からは、既婚女性と絹加工業、またそれに関する係争との関わり方として四つの形態が見られた。既婚女性にとっては、独立女性の地位を利用することもシルクウーマンとして働く方法の一つではあったが、一方で、既婚女性であることを利用して、夫に取引や係争といった絹加工業の一側面で依存しながら活動することもまた、絹加工業に従事する方法であったのだろう。さらに、シルクウーマン自身だけでなく周囲の人々の都合

によつて、それぞれの形態が使い分けられていたことも推測できる。例えば、史料4で、ジェノヴァ商人たちとの契約を夫のジョンのみが結んだのは、ジェノヴァ商人たちは、「ロンドンの慣習」で認められた独立女性という地位を知らなかったためか、あるいは知っていたとしても契約を結ぶ相手として妻ではなく夫の方が信用に足ると考えたためかもしれないし、ジョンがジェノヴァ商人たちと以前から親しかつた可能性もあろう。⁽⁵¹⁾ また、キャサリン自身が、ジョンが契約締結の当事者となることで取引が円滑に進むと考えたためかもしれない。そして、係争を有利に進めるために、商人の側が独立女性の地位を利用した可能性も、史料6と8から指摘できる。つまり、既婚女性という状況は手工業や商業に携わるには複雑で問題が起こることも多いとも考えられ、それが、今回の史料に現れる一七名のシルクウーマンのうち、一名がもめごとの発生時に既婚女性であつた理由の一つであると推測できる。しかし、複雑であるからこそ選択肢が増え、場合によつては未婚女性や寡婦よりも容易に絹加工業に携わることも可能だつたのではないか。

b. 徒弟の訓練

また、既婚女性は、親方として徒弟の訓練も行つていた。史料9、10ともに、徒弟を訓練していた期間の飲食費や訓練費の支払いに起因するもめごとについて伝えている。その内容からは、これまでの研究で明らかにされてきたとおり、妻の持つ技術を学ぶための徒弟と考えられる場合も、契約においては夫も徒弟の親方であるとされ、契約は夫婦の連名で結ばれることが読み取れる。⁽⁵²⁾ もめごとが起こつた際にも、親方として夫と妻が共に訴えられ、また訴えている。徒弟の訓練という点では、たとえ教えられるのが絹加工業の技術であつても、夫との共同という立場しかあり得なかつたことがわかる。

第三節 寡婦

史料に登場するシルクウーマンのうち、もめごとの起こった時点で寡婦であることが明記されるのはジョーン・ラングトン Joan Langton (史料3)のみである。しかし係争時には、ジョーン・ウォルブロー (史料1)、セシリー・ウォルコックト (史料6)、ジョーン・ホーン (史料8) も寡婦であるため、係争との関わり方についてはこの三名も加えて検討してみたい。

(一) 法と慣習における寡婦

中世後期の女性がおそらくそのライフサイクルの中でもっとも多くの財産と権利を持つことができたのは、寡婦の期間であった。⁽⁵³⁾ コモン・ロー上では、寡婦産として、夫が婚姻中に所有していた不動産のうち、三分の一を生涯にわたって得る権利を与えられた。⁽⁵⁴⁾ それに加えてロンドンの寡婦は、「ロンドンの慣習」により、夫と住んでいた家にコモン・ローの定める四〇日間だけではなく再婚するまで、再婚しなければ死亡するまで住むことが許可される、フリー・ベンチという権利も持つことができた。さらに、一三世紀に成立したレギティムという慣習で、夫の債務や葬儀費用を支払った残りの動産からも、子どもがいれば三分の一、いなければ二分の一を得ることが認められていたのである。また、男性の親族の同意なしに動産・不動産に関する遺言書を作成することや自己名義で契約を結ぶことも可能であった。

(二) 寡婦のシルクウーマンの仕事内容

このような背景のもと、寡婦の中には大規模な取引を行う女性もいたことを史料3は示している。⁽⁵⁵⁾ まず、ジョーン・ラングトンの請願書から、ジョーンのシルクウーマンとしての活動の一端を見てみたい。ジョーンは、商人である息子ジョン John と、その妻であり、おそらくジョーンと同じくシルクウーマンであるアグネス Agnes が使用する予定であった三

○ポンド以上になる絹のコースを、アグネスの死後、イングランドの中間商人を通じてジェノヴァ商人から購入したと述べており、おそらくアグネスに代わってそれらを加工して売却することで利益を得ようとしていたことを推測できる。加えて、息子ジョンの再婚相手も、シルクウーマンとして王室に絹製品を提供していたエリザベス Elizabeth であることから、ラングトン家は、ジョンがシルクウーマンとして得たそれまでのつながりを活かし、家族ぐるみで手工業と商業の両側面において大規模な絹加工工業に従事していたのだろう。⁽⁵⁶⁾ また、請願書においてジョンは、処分可能な多額の動産を持っていてと主張しているが、それは絹加工工業の資金として使用されていたのかもしれない。ジョンは、寡婦の時点でシルクウーマンとして積極的に活動する女性の一例といえるだろう。⁽⁵⁷⁾

本稿で扱った史料のうち、寡婦のシルクウーマンとして活動しているのはこのジョン・ラングトンのみであるため、一般的な結論を導くことはできない。しかしながら、寡婦の中には、ジェノヴァ商人や、イングランドの中間商人との多額の取引に従事することができ、大量の絹製品を製作し売却することを可能にするようなつながりを持っていた女性もいたことがわかる。寡婦には、特にロンドンの場合は、亡夫の仕事と亡夫の徒弟の訓練を引き継ぐことが求められていたが、それに加えて、あるいはそれよりも、寡婦の段階で与えられる権利と財産とを利用して、自分自身の仕事を、おそらく既婚女性の段階から続けて行う女性もいたといえよう。⁽⁵⁸⁾

(三) 取引・係争との関わり方

次に、ジョンが絹のコースの取引に携わった際の立場と、係争に関わった際の立場について見ていきたい。ジョンの主張から再構成した取引の過程をまとめると、以下の通りである。

まず、中間商人トマス・コーニッシュ Thomas Cornysh が、ジョンの息子ジョンとシルクウーマンであるその妻アグネスが使用するために、ジェノヴァ商人二名から三〇〇ポンド以上になる絹のコースを購入したとされる。そしてアグ

ネスの死後、トマスと、別のジェノヴァ商人ガリオット・スコット Gaiotto Scott がジョーンのもとを訪ね、その代金の支払いに関する金銭債務証書を、ジョーン、ジョン、トマスの三名が一方の側になってガリオットと取り交わすことを求め、ジョーンはその金銭債務証書に印章をつけたという。その後、絹のコースがジョーンのもとにもジョンのもとにも届けられていないにもかかわらず、トマスとガリオットは先のジェノヴァ商人二名と共謀し、契約不履行として彼女の動産を差し押さえる訴えを起こしたようである。この訴えについて、ジョーンは、彼女自身が処分可能な十分な動産を持っており、絹のコースが届けられるならば契約を実行する意志はあると述べている。

ここに見られるとおり、ジョーンが自分自身の名で支払いの契約をしたことが示され、また、この請願をジョーン自らが行っていることも明らかである。上述の仕事内容とあわせて、寡婦が、与えられた権利を最大限に利用し絹加工業において主体的に活動していたことがわかる。寡婦は未婚女性と同じく、自分自身の名で訴えること、訴えられることが可能であったことは、係争時に寡婦であるほかの三名の例からも確認できる。そして、この、寡婦が自己名義で係争に巻き込まれるという点は、本章第二節(三)で史料6と8から考察したように、既婚女性時に行った取引について、それが独立女性としての取引であったにせよ、夫と共同での取引であったにせよ、彼女たちが寡婦となったときに、代金の支払いを単独で相手の商人から要求される背景ともなっていると考えられる。つまり寡婦は、絹加工業において活発に活動できた一方で、寡婦の段階で行った取引についてだけでなく、既婚女性時の取引に関しても責任を追求される危険性を持っていたといえるのではないか。

第三章 シルクウーマンとライフサイクル

本章では、第二章におけるライフサイクルの段階ごとの分析を受けて、シルクウーマンが絹加工業に従事することとラ

イフサイクルとの関わりを考察してみたい。

まず第一節において、前章の分析を、ライフサイクルの段階による変化が見られるかどうかという視点から、シルクウーマンの仕事内容と、取引や係争との関わり方に分けて整理してみよう。それにより、ライフサイクルの段階の変化に伴う法と慣習における扱われ方の変化が、女性が絹加工工業に携わる上でどのような影響を与えていたのかを検討することが可能になるだろう。そして第二節で、未婚女性・既婚女性・寡婦という段階を通じて絹加工工業に従事することが可能であったのか、そうだとすればそれはどのようにして可能であったのかを考えていきたい。

第一節 法と慣習における扱われ方の違いの仕事への影響

(一) 仕事内容

第二章で見てきたとおり、本稿で扱った史料に見られたシルクウーマンの活動は、生糸から絹撚糸への加工、糸の染色、絹製品の製作といった手工業的な側面から、材料や製品の売買といった商業的な側面、そして徒弟として訓練を受けることとあるいは徒弟に訓練を施すことまで多様であった。特に、既婚女性が登場する史料が相対的に多いことによるのかもしれないが、既婚女性の活動にはさまざまな仕事内容が見受けられ、活動の専門分化の存在をうかがわせるほど活発であったといえる。しかしながら、絹加工工業の過程でシルクウーマンに関わる人々は、同業者からイングリランド内外の商人まで幅広く見られたこと、取引の金額に注目すると、数ポンドから三〇〇ポンドを超えるものまで多岐にわたっていることから、仕事内容や活動の規模の違いは、ライフサイクルの段階の違いに起因するというよりも個々のシルクウーマンの取り組み方の違いによると捉える方が適切であろう。⁵⁹⁾ 言い換えれば、ライフサイクルの段階ごとに与えられた権利が、手工業、商業に関する面においても異なるという状況において、それぞれのシルクウーマンはその権利を絹加工工業に携わる際に工夫して利用することで、ライフサイクルの段階の違いに関係なく、シルクウーマンとして積極的に活動していたのではな

いか。この工夫の一側面は、第二章で見えてきた、取引と係争への関わり方に現われているといえる。次項で検討していくこととしよう。

(二) 取引・係争との関わり方

絹加工業に携わる上で必要となる契約を結ぶことや、仕事の上でのもめごとについての係争に関わることに於いて、未婚女性・既婚女性・寡婦それぞれのシルクウーマンごとに異なる形態が見られた。

まず、成人した未婚女性として契約の締結や係争に関わっているキャサリン・ドーアの場合、係争の一因となる金銭債務証書は仕事上でつながりのあったと思われる男性と共同で作成したが、係争時には彼が死亡していることもあり、単独で訴え、訴えられている(史料1)。次に、既婚女性には、夫が関わる度合いに従って、以下のような四つの形態が見られた。すなわち、独立女性として自己名義で生糸などを購入したとされる例(史料6・8)、夫の許可のもとで妻が行ったとされる生糸の売買に関して、共同で訴え、訴えられている例(史料2)、夫と共同で絹加工業に関する契約を結んだり生糸を受け取ったりし、それについて共に訴え、訴えられている例(史料7)、そして夫のみが、絹加工業についての取引の契約を結び、係争にも当事者として関わっている例(史料4)である。そして寡婦は、単独で取引の契約を結び、また係争においても自分自身の名で訴え、訴えられている(史料1、3、6、8)。

このように、ライフサイクルの段階ごとに、取引の際や係争の際の立場に異なる状況が見られたことは、シルクウーマンや周囲の人々がコモン・ローや「ロンドンの慣習」で規定された、ライフサイクルの段階ごとに異なる規範に即して活動していたことを示しており、当然の結果ということもできよう。しかし、前項で見たように、結果的にライフサイクルの段階の違いは絹加工業に携わることを妨げる障害とはなっていないと考えられることから、やはり、シルクウーマンは単に規範に即して活動していたというよりもむしろ、その規範を利用して見ると見るべきではないだろうか。そして、重

要なのは、規範を利用するということは、その規範の中で、主体的に活動できる度合いが高い立場を無条件に採用することを意味するのではないという点である。例えば、未婚女性や寡婦は、自己名義で取引をすることが認められていたけれども、キャサリン・ドーアは金銭債務証書の相手に対する強制力を増すために、単独ではなく仕立商の男性と共同でそれを作成した。また、ジョーン・ホーンの例が示すように、契約を結ぶ際には既婚女性に認められる最大の自由を活用して自己名義で行ったが、契約を履行すべき時には、自由と共に責任も伴う独立女性の地位の利用は否定し、履行を拒否したと考えられる女性もあつた。このジョーン・ホーンが登場する史料はまた、独立女性の地位を利用したのは、自分に有利な請願書を作成しようとする商人の側であつた可能性を示している。さらに、一件の係争においては、これはおそらく事実を述べていると思われるが、ウィリアム・ロヴェルが、シルクウーマンである妻と別のシルクウーマンとの間でなされた生糸の売買は、それぞれの夫が許可して行われたものであると強調することで、取引の当事者のシルクウーマンの死後であってもその夫による代金の支払いを要求している。このように、シルクウーマン自身も、そして周囲の人々も、女性のライフサイクルのそれぞれの段階に認められた権利のうち、より自分たちにとって有益だと思われるものを状況に応じて選択し、主張しているのである。この選択が、ライフサイクルの段階が異なっても仕事内容に違いが見られなかったこと、すなわち、ライフサイクルのどの段階にあつても絹加工業において活動することが可能であつたことの背景であつたと考えられるが、しかしそれは同時に、本稿で扱つた史料が作成される原因となるもめごとの背景でもあつたといえるだろう。裁判関連文書の分析からは、ライフサイクルの段階による法と慣習での扱われ方の違いそのものが女性と絹加工業とのかかわり方に影響したというよりもむしろ、それを女性あるいは周囲の人々がどのように利用するかが個々のシルクウーマンの活動の特徴づけていたと指摘できるのではないか。

第二節 生涯を通じて絹加工業に携わること

女性はライフサイクルの段階によって仕事を変える、あるいは特に既婚女性の場合は夫の仕事の補助を含め、同時に複数の一時的な仕事に従事するとされてきた中で、シルクウーマンはライフサイクルの段階の変化に関わらず絹加工業に携わっていたことはこれまでも述べられてきた。⁶¹とくに、サットンによる服地商とシルクウーマンとの関わり的一端を明らかにしている研究からは、絹加工業と関連する手工業、商業に携わる夫を持つシルクウーマンであれば、ライフサイクルを通じて絹加工業に従事することは、それが夫の補助としてであれ、夫から独立してであれ、まれなことではなかったことが容易に推測できる。⁶¹しかし、夫が絹加工業とは直接は関連しないと思われる仕事に従事しているシルクウーマンについては、史料の分析に基づいた指摘はこれまでの研究には見られない。⁶²そこで以下では、本稿で扱った史料を用いて、第一に、シルクウーマンは同時に複数の一時的な仕事に就くのではなく、絹加工業にのみ従事することが可能であったのか、そして第二に、生涯、絹加工業に携わることが可能であったのかという点を考えてみたい。

まず、一点目に関して、今回の史料のうち、夫が絹加工業とは直接は関連しないと思われる仕事に就いている、あるいは就いていた既婚女性五名と寡婦一名のシルクウーマンの活動から、検討してみよう。考察の対象とした、六名のシルクウーマンの氏名、史料番号、夫あるいは亡夫の仕事は以下の通りである。既婚女性は、アグネス・ハル（史料2、石工）、エレン・ロヴェル（史料2、ワイン商）、エマ・ストークス（史料2、船頭）、キャサリン・ポーター（史料7、魚商）、ジョーン・ホーン（史料8、塩商かつ市参事会員かつ市長）の五名、寡婦はジョーン・ラングトン（史料3、馬具商）である。⁶³これらのシルクウーマンの特徴として以下のことが挙げられる。すなわち、多額の取引を行っている点（史料3、8）、同業者や仕事上の関係者と数度にわたり取引を行っている点（史料2、7）である。前者からは、ある程度の期間、絹加工業に専門的に従事することによって築かれた商人との信頼関係の存在が背景としてあったことが伺われ、後者からは、絹加工業における定期的なやりとりの存在を推測できるのではないか。これら二点から、夫の仕事が絹加工業と関連して

いなくても、絹加工業のみに携わっている女性が存在した可能性を指摘できる。おそらく、彼女たちは夫の仕事の補助やほかの一時的な仕事と平行してではなく、自分自身の仕事としての絹加工業に、既婚女性の時点から従事していたのではないだろうか。

次に、二点目を検討していく。本稿で扱った史料からは既婚女性が一人と比較的多く見られたが、既婚女性の時点でシルクウーマンとして活動しているということは、おそらく未婚時に徒弟修行を受けたのだろう。また、そのような女性は寡婦になってもシルクウーマンとして生計を立てる可能性は高いのではないか。したがって、既婚女性のシルクウーマンを多く見出したことから、生涯、絹加工業に携わっていた女性が存在していた可能性を指摘できるのではないだろうか。結婚することが、親方のもとで、住み込みで働く徒弟あるいは職人の立場から、親方のもとを離れ、場合によっては自ら親方という立場に立ち、徒弟をとるきっかけとなったのかもしれない。⁽⁶⁴⁾

以上の考察から、先行研究による、女性はライフサイクルの段階の変化に伴って仕事を変え、特に既婚女性は同時に複数の一時的な仕事に従事するという指摘に対し、ライフサイクルの段階の変化にかかわらず、一つの仕事に関わり続ける例も存在したのではないかと指摘を加えることができる。そしてそれを可能にしたのが、前節(二)で見た、ライフサイクルの段階の違いによる、法と慣習における扱われ方の違いを意図的に活用することであったのだろう。ただし、本稿はシルクウーマンのみを対象とし、分析しているため、絹加工業に携わる女性の中には、夫が関連する仕事に従事していなくても、生涯その仕事に従事する女性もいた、と結論づけるにとどめておくべきだろう。

おわりに

本稿では、シルクウーマンという絹加工業に携わる女性を対象に、大法官府裁判所の裁判関連文書の分析を通じて、ラ

イフサイクルの段階の違いに伴う法と慣習における扱われ方の違いが、ライフサイクルの各段階にあるシルクウーマンの仕事にどのような影響を与えたのか、また生涯を通じて絹加工業に携わることが可能であったのかという点を考察してきた。それによって、第一に、ライフサイクルの段階によって法と慣習における扱いが異なることは、シルクウーマンの仕事の内容には影響を与えなかったこと、第二に、仕事上の取引や、それに起因するもめごとに関する係争においては、シルクウーマンたちはライフサイクルの段階ごとに与えられた権利を状況に応じて利用していたこと、そして第三に、生涯、絹加工業のみに携わることが、法と慣習上だけでなく実際もおそらく可能であったこと、の三点が示された。この三点から、ライフサイクルのどの段階にある女性も、法と慣習が定める権利に対して受身の姿勢をとるのではなく、逆にそれを選択し、使い分けることで、絹加工業の多様な側面で長期間活動していたことを指摘できる。また、特に既婚女性のシルクウーマンは、家族から独立して働いているという点においてほかの働く女性とは異なる特殊な例であることが強調されがちであったが、夫と共同であるいは夫が代理で行動する例も見られたことから、絹加工業に関わるすべての面で家族から独立していたとは必ずしもいえないことが明らかになり、これまでのシルクウーマン像に新たな特徴を加えることができるだろう。⁽⁶⁵⁾ もちろん、あくまで大法官府裁判所の裁判関連文書に現れる事例からの類推によるシルクウーマン像ではあるが、利用できる史料が限られている中で、具体的な例を付け加えることも意味があるのではないか。

さらに、本稿で扱ったのは、ライフサイクルの段階に起因する違いのうち、法と慣習における扱われ方の違いであり、また対象としたのは働く女性の中でも比較的裕福であり、特殊な例とされるシルクウーマンである。したがって、本稿の考察によってライフサイクルの段階の違いによる女性の働き方の違いのすべてが明らかになったわけではなく、また考察の結果をすべての働く女性へと一般化することもできない。しかし少なくとも、どの分野で働く女性も同じ法と慣習のもとにあったため、シルクウーマン以外の女性も、第二章でライフサイクルの段階ごとの分析から示したような方法で、仕事や係争と関わっていたと推測することは可能であろう。さらに、前述のようにシルクウーマンの新たな側面が明らかに

なったことから、女性と仕事との関わりについて論じる際にライフサイクルという視点を取り入れることの有効性を、本稿からも指摘できる。

しかしながら、女性と仕事との関わりをライフサイクルという視点から論じるなら、法と慣習における扱われ方の違いだけでなく、ライフサイクルの段階の違いに伴うそのほかの違いにも留意しなければならない。例えば人々とのつながりの範囲もまた、異なるであろう。人々とのつながりの、ライフサイクルの段階ごとの変化を明らかにすることは史料の制約から困難だと思われるが、断片的な情報をつなぎ合わせることである程度は可能になるのではないか。⁽⁶⁶⁾

また、本稿が対象とした一五世紀後半という時期は、シルクウーマンが絹加工业において卓越していた時期であり、その時点ではどのライフサイクルの段階においても主体的に活動していたことが明らかになったといえる。しかしながら、一六世紀後半までには、遺言書で自らシルクウーマンと称する女性や、裁判関連文書にその仕事に関する係争の当事者あるいは関係者として現れるシルクウーマンは見られなくなり、代わって男性の絹擦糸工、絹織物工が登場する。その一方で、王室付きのシルクウーマンとして活動する女性は一五世紀より多く会計簿などの史料に現れるのである。このような変化は、ライフサイクルのそれぞれの段階にあるシルクウーマンたちにどのような影響を与えたのだろうか。また、一六世紀のシルクウーマンにも依然としてどのライフサイクルの段階の女性も見られるのか。ライフサイクルという視点からこの絹加工业の変化を考えることは、シルクウーマン研究にとってだけでなく、中世後期から近世初期の商工業の変化の、ひいては社会の変化の一端を考えることにおいても、有益だと思われる。それらの考察は次稿に譲り、稿を閉じることとした。

註

- (一) 女性はライフサイクルの段階ごとに仕事を變えていたとする従来の研究に対して、近年は生涯ひとつの仕事に携わる個々の女性の例が示されているが、史料による裏づけがなされてくるのは寡婦の時期にひとつのみである。Caroline Barron and Matthew Davies, "Ellen Langwith: Silkwoman of London (died 1481)", *Ricardian*, 13 (2003), pp. 39-47; Anne F. Sutton, "Alice Claver, Silkwoman (d. 1489)", in *Medieval London Widows, 1300-1500*, ed. by Caroline M. Barron and Anne F. Sutton (London, 1994), pp. 129-142 (以下Sutton, "Alice Claver"と略記)。
- (二) 中世後期インナランド諸都市の働く女性の研究史については、トッキンテンシフトの著書に詳細な記述がある。Marjorie Keniston McIntosh, *Working Women in English Society, 1300-1620* (Cambridge, 2005) (以下McIntosh, *Working Women*と略記), pp. 28-37。
- (三) A. Abram, "Women Traders in Medieval London", *Economic Journal*, 26 (1916), pp. 276-285; Marian K. Dale, "Women in the Textile Industries and Trade of Fifteenth-Century England" (unpublished master's thesis, University of London, 1928); Eileen Power, *Medieval Women*, ed. by M. M. Postan (Cambridge, 1975) (図書として)の刊行は一九七五年であるが、ハウブによる二〇世紀初頭の講義などに基つてくるため、ハウブに分類するのが

適切だと認められる)。

- (四) Caroline M. Barron, "The 'Golden Age' of Women in Medieval London", *Reading Medieval Studies*, 15 (1989), pp. 35-58 (以下Barron, "Golden Age"と略記) ; P. J. P. Goldberg, *Women, Work, and Life Cycle in a Medieval Economy: Women in York and Yorkshire c. 1300-1520* (Oxford, 1992) (以下Goldberg, *Women, Work, and Life Cycle*と略記)。
- (五) Judith M. Bennett, *Ale, Beer, and Brewers in England: Women's Work in a Changing World, 1300-1600* (Oxford, 1996); Maryanne Kowaleski, "Women's Work in a Market Town: Exeter in the Late Fourteenth Century", in *Women and Work in Preindustrial Europe*, ed. by Barbara A. Hanawalt (Bloomington, 1986) (以下Hanawalt, *Women and Work in Europe*と略記), pp. 145-164; Maryanne Kowaleski and Judith M. Bennett, "Crafts, Guilds, and Women in the Middle Ages: Fifty Years after Marian K. Dale", *Signs*, 14 (1989), pp. 474-488。
- (六) Bennett, *op. cit.*
- (七) Goldberg, *Women, Work, and Life Cycle*。
- (八) Marjorie K. McIntosh, "The Benefits and Drawbacks of *Femme Sole Status* in England, 1300-1630", *Journal of British Studies*, 44 (2005), pp. 410-438 (以下McIntosh, "*Femme Sole Status*"と略記)。

- (9) シルクウーマンの概要については、以下の文献も参照
 ㊦ Marian K. Dale, "The London Silkwomen of the
 Fifteenth Century", *Economic History Review*, 1st ser. 4
 (1933), pp. 324-335 (㊦ Dale, "London Silkwomen" ㊦略
 記) ; Kay Lacey, "The Production of 'Narrow Ware' by
 Silkwomen in Fourteenth and Fifteenth Century
 England", *Textile History*, 18 (1987), pp. 187-204 (以下、
 Lacey, "Narrow Ware" ㊦略記) ; 拙稿「ある係争事例にみ
 る一五世紀ロンドンシルクウーマン」『F-GENS ジャー
 ナル』6 (二〇〇七年) : 九三—一〇〇頁。
- (10) Lacey, "Narrow Ware", pp. 200-204.
- (11) コースとは、絹やはかの素材で織られたリボン状の布
 である。そのままでは、あるいは刺繍などの装飾を施して、
 帯などとして使用された。Lacey, "Narrow Ware", p. 191;
The Coronation of Richard III: The Extant Documents,
 ed. by Anne F. Sutton and P. W. Hammond (Gloucester,
 1983), p. 421. また、生糸を絹撚糸に加工する女性は絹撚糸
 工 silk throwster あるいは単に撚糸工 throwster と史料に
 記されることもあるが、同じ人物が別の史料でシルクウー
 マンと記されていることもあるため、シルクウーマンとは
 この絹撚糸工をも含めた言葉として使われることもあった
 のだろう。本稿では、シルクウーマンと述べたときは絹撚
 糸工も含むこととする。
- (12) Dale, "London Silkwomen".
- (13) Kowaleski & Bennett, *op. cit.*
- (14) Lacey, "Narrow Ware".
- (15) Anne F. Sutton, "The Shop-floor of the London
 Mercy Trade, c.1200-c.1500: The Marginalisation of the
 Artisan, the Itinerant Mercer and the Shopholder",
Nottingham Medieval Studies, 45 (2001), pp. 12-50. Idem,
The Mercy of London: Trade, Goods and People,
 1130-1578 (Aldershot, 2005) (㊦ Sutton, *Mercery of
 London* ㊦略記)。
- (16) Barron & Davies, *op. cit.*; Sutton, "Alice Claver".
- (17) Anne F. Sutton, "Two Dozen and More Silkwomen
 of Fifteenth-century London", *Ricardian*, 16 (2006), pp.
 46-58. (以下、Sutton, "Two Dozen and More Silkwomen"
 ㊦略記) ; Idem, "The Women of the Mercy: Wives,
 Widows and Maidens", in *London and the Kingdom:
 Essays in Honour of Caroline M. Barron*, ed. by Matthew
 Davies and Andrew Prescott (Donington, 2008), pp.
 160-178 (以下、Sutton, "Women of the Mercy" ㊦略記)。
- (18) 大法官府裁判所の裁判関連文書は、The National
 Archives (以下、TNA ㊦略記) 'Public Record Office (以
 下、PRO ㊦略記) ' ㊦ CI (Early Chancery Proceedings)
 の分類下に所蔵されている。
- なお、中世後期イングランドには王座裁判所、人民訴訟
 裁判所などのコモン・ロー裁判所も存在していたが、ある

程度の数のシルクウーマンがその仕事上の問題に関して、訴訟当事者あるいは関係者として登場するのは衡平法を用いる部門を擁する大法官府裁判所の裁判関連文書のみである。これはおそらく、大法官府裁判所はコモン・ロー裁判所に比べて非公式な手続きをとり、常時開廷しており、陪審理を用いず、証拠は証人と当事者の両方から得られ、かかる費用もコモン・ロー裁判所に比べて安いため、シルクウーマンとも関わりがあった外国人商人や、コモン・ローでは救済されない「ロンドンの慣習」に関連するもめごとに巻き込まれた人々が利用しやすかったことによると考えられる。John H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, 4th edn (London, 2002), pp. 97-115. 本書を利用するにあたっては、初版の邦訳も参考にした。J・H・ベーカー（小山貞夫訳）『イングラント法制史概説』（創文社、一九七五年）：Timothy S. Haskett, "The Medieval English Court of Chancery", *Law and History Review*, 14 (1996), pp. 245-313.

また、中世後期のロンドンには、ハステイング裁判所、ロンドン市長裁判所、シェリフ裁判所も存在した。ハステイング裁判所は主に不動産に関する訴訟を扱っていたため、働く女性がその仕事上の問題に関して訴訟当事者あるいは関係者として現れることはほばないと思われる。また、ロンドン市長裁判所については、一二九八年から一三〇七年までの裁判関連文書が刊行されているが、シルクウーマン

は登場しない。さらに、*Calendar of Plea and Memoranda Rolls* には、一五世紀のロンドン市長裁判所が扱った件の一部が転記されており、シルクウーマンはその仕事上の問題に関して八件に現れるが、紙幅の都合上、検討は次稿に譲る。加えて、ロンドン市長裁判所の文書には未刊行のものもある。シェリフ裁判所の裁判関連文書は、マッキントッシュによれば、中世後期については一三二〇年のうちの三月、一四〇七―〇八年のうちの一時期のものしか現存していないとのことであり、未刊行である。以上述べた未刊行史料の調査は今後の課題としたい。*Calendar of Plea and Memoranda Rolls: Preserved among the Archives of the Corporation of the City of London at the Guildhall* (以下、CPMRと略記)、A. D. 1413-1437, ed. by A. H. Thomas (Cambridge, 1943); CPMR, A. D. 1437-1457, ed. by Philip E. Jones (Cambridge, 1954); CPMR, A. D. 1458-1482, ed. by Philip E. Jones (Cambridge, 1961); McIntosh, "Femme Sole Status", pp. 431-432; 坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究…都市史の底流』（有斐閣、一九八七年）、三三〇―三三二頁。

(19) 働く女性の研究における、裁判関連文書の史料としての有効性と欠点については、以下の文献も参照のこと。
McIntosh, *Working Women*, pp. 20-28.

(20) 史料9は、申立人によれば、以前、被告の夫妻がロンドン市内において申立人を訴えたとのことであり、そのた

めロンドンの事例の可能性はある。

- (21) McIntosh, "Femme Sole Status".
- (22) Dale, "London Silkwomen"; Lacey, "Narrow Ware".
- (23) 答弁書、反駁書、尋問書にはあて名は記されないが、請願書とはほぼ同時期と見て差し支えないだろう。
- (24) コモン・ロー上では、遺言書を作成することができるのは未婚女性と寡婦のみであったが、教会法においては、既婚女性にも動産に関する遺言書を作成することが認められていた。また、「ロンドンの慣習」でも、夫の同意の下であれば妻も遺言書を作成することができた。しかし実際には、現存する大部分が未婚女性か寡婦の遺言書のようである。Kay Lacey, "Women and Work in Fourteenth and Fifteenth Century London", in *Women and Work in Pre-industrial England*, ed. by Lindsey Charles and Lorna Duffin (London, 1985), pp. 24-82 (以下「Lacey, "Women and Work"」と略記)。
- (25) シルクウーマンの遺言書を史料とし、彼女たちが仕事も含めた生活のさまざまな側面で築いていた人々とのつながりについて考察した論文を、現在準備中である。
- (26) 未婚女性であるか否かは、徒弟の場合を除いて史料の記述から判断するのは困難である。例えば、史料1の当事者であるキャサリン・ドーアは、未婚女性と史料中に明記されるのではなく、氏名と職業名が記されているのみである。しかしながら、裁判関連文書や遺言書などにおいて、

通常は既婚女性は "wife of John Stokton" (史料2 h) と
いうように夫の氏名と共に、また寡婦は "widow late the
wife of William Horne" (史料8) あるいは "London widow"
(史料1 a など) というように亡夫の氏名あるいは地名と
共に記されることから、氏名とシルクウーマンという職業
名だけで表されるキャサリンを未婚女性と考えることは不
可能ではないだろう。なお、これ以降、史料から引用した
名の表記は、現代英語の表記に改めた。McIntosh, "Femme
Sole Status", p. 437; 拙稿、九六一―九七頁。

(27) Lacey, "Women and Work", pp. 26, 32.

(28) 史料9、10では、徒弟と明記されるわけではないが、
内容から、絹加工業の技術を学ぶためにシルクウーマンで
ある妻とその夫のものと生活したことが明らかであるた
め、便宜上「徒弟と記し」、本節で扱うこととした。

(29) 中世後期ロンドンの女子の徒弟については以下の文献
を参照のこと。Caroline M. Barron, "The Education and
Training of Girls in Fifteenth-century London", in *Courts,
Counties and the Capital in the Later Middle Ages*, ed. by
Diana E. S. Dunn (Stroud, 1996), pp. 139-153; Barbara A.
Hanawalt, *Growing up in Medieval London: The
Experience of Childhood in History* (Oxford, 1993), pp.
129-153; Idem, *The Wealth of Wives: Women, Law, and
Economy in Late Medieval London* (Oxford, 2007) (以下「
Hanawalt, *Wealth of Wives*」と略記), pp. 36-44; Stephanie

R. Howland, "Girls as Apprentices in Later Medieval London", in Davies & Prescott, *op. cit.*, pp. 179-194; McIntosh, *Working Women*, pp. 133-139; Kim M. Phillips, *Medieval Maidens: Young Women and Gender in England, 1270-1540* (Manchester, 2003), pp. 132-134.

(30) Howland, *op. cit.*, p. 186.

(31) ロンドンの徒弟の契約書の例と現存する女子の徒弟の契約書のリストについては、以下の文献を参照のこと。
Howland, *op. cit.*, pp. 193-194.

(32) 史料1については、前掲註(9)の拙稿を参照のこと。

(33) Lacey, "Narrow Ware", p. 194. 史料5のキャサリン・バトラーもまた、未婚女性と明確には記されないが、注26と同じ理由で、本節で扱うこととした。

(34) 詳しくは、以下の文献を参照のこと。拙稿、九七―九八頁。

(35) マッキントッシュは、シェリフ裁判所、ロンドン市長裁判所、イングランドの衡平法裁判所(大法官府裁判所、請願裁判所、財務府裁判所)のそれぞれに、経済活動に関する係争において訴訟当事者として登場する女性のライフサイクルの段階ごとの割合を、一三世紀末から一七世紀初頭までの検討可能な時期について、明らかにしている。それらから判断すると、例外的な時期もあるが、全体的にみて未婚女性の割合は既婚女性の割合と大きな違いはなく、コモン・ローで認められた権利は広く利用されていたと考

えられる。未婚女性による裁判所の利用が比較的多く見られることの理由の一つとして、配偶者や親族など、頼るべき人々を持たない未婚女性が最後のよりどころとして利用したことを推測できる。しかしながら、どのような未婚女性が自分自身の名で裁判にかかわることが可能であったのか、財産の多寡や人々とのつながりが影響したのかといった点については、検討が必要だろう。McIntosh, "Femme Sole Status", pp. 433-436; Idem, *Working Women*, p. 264.

(36) エマ・ウィンガーもまた、未婚女性と明確には記されないが、註(26)と同じ理由で、本節で扱うこととした。ただし、エマの場合は、表2の未婚女性、エマ・ウィンガー(史料9)の関係者の項に記したとおり、請願書において母親の氏名が「エレン・リー Ellen Lee」と記述されており、エマの姓と異なることについての説明が必要だろう。この件の当事者たちが現れるほかの史料は、筆者が調べた限りでは現存せず、また、もめごとの発生時と係争時との間隔が不明なため、以下はあくまで推測に過ぎないが、妥当だと思われる説明を記しておく。おそらく、エマが結婚して姓が変わったのではなく、エマは未婚女性であり、母親のエレンが再婚して姓が変わったのではないだろうか。なぜなら、エマの主張が事実を伝えているとすれば、徒弟の契約自体もエレンが単独で結んだようであり、通例は徒弟となる予定の女子の両親が契約の当事者となることを考えるところ、エレンはその時点では寡婦であると推測でき、後に再

婚した可能性を考えるからである。しかし、以上の点だけではエマが未婚女性であることの説明としては不十分であり、更なる検討は今後の課題としたい。徒弟契約の当事者については、以下の文献を参照のこと。Howland, *op. cit.*, p. 184.

(37) 史料3に現れるアグネス・ラングトンは、ジョーン・ラングトンの申し立ての原因となった、ジョーンと商人たちとのもめごとが起こった際にはすでに死亡しているが、アグネスが絹のコースを得ることになっていた時点では既婚女性であったことが史料の記述から明らかであるため、もめごとの発生時に既婚であった女性の人数に含めた。

(38) 本段落は以下の文献を参考にした。Baker, *op. cit.*, pp. 484-489; Lacey, "Women and Work", pp. 40-42.

(39) 家庭で消費する、食料品や衣服などの生活必需品の購入は既婚女性にも可能であったことも、ここから説明できる。それらの購入は、夫の同意の下での、また夫のためになる動産の購入と考えることが妥当であるため、コモン・ロー上で制限されることはなかったのではないか。Lacey, "Women and Work", p. 41.

(40) イングランド諸都市、特に「ロンドンの慣習」における既婚女性の位置づけについては、以下の文献を参考にした。この慣習は一三〇〇年ごろまでにはロンドンに存在しており、一五世紀までにはほかのイングランド諸都市でも見られたようである。Barron, "Golden Age", pp. 39-41.

McIntosh, "Femme Sole Status", pp. 413-414.

(41) 慣習法集や裁判関連文書などの史料に見られる「femme sole」という言葉は、本来の意味は「独身女性」である。しかし、既婚女性がこの慣習による「femme sole」の地位を利用し、主体的に商工業に携わっている場合、未婚女性や寡婦と区別するため、本稿ではそのような女性を「独立女性」と記すこととする。また、裁判関連文書や遺言書などには、「sole merchant」と記されることもあるが、内容から判断して、両者は同じ意味と考えて差し支えないだろう。

(42) McIntosh, "Femme Sole Status"; *Idem*, *Working Women*.

(43) 「ロンドンの慣習」上は、妻が独立女性の地位を利用して単独で行った仕事に関しては、妻が単独で訴えられることが可能であったが、実際には「ロンドンの慣習」を考慮したと思われるロンドン市長裁判所においてであったも、夫が共同被告として訴えられたようである。ただし、夫が不在の場合には妻が単独で答弁することが求められ、また有罪と宣告された場合は妻のみに罰則が科せられたようであり、独立女性の地位が認識されていたといえる。Barron, "Golden Age", p. 39; McIntosh, "Femme Sole Status", p. 413.

(44) コモン・ロー上では既婚女性は動産を持たないとされるために妻のみが債務を履行することはできない。Baker,

op. cit., pp. 485-489.

(45) セシリー・ウォルコットは、リチャード三世のハウスホールドに絹のリボンなどを売却している。Sutton & Hammond *op. cit.*, pp. 114-116, 132, 133, 409.

(46) 史料6aについては、以下の文献も参照のこと。Lacey, "Women and Work", pp. 42-43; McIntosh, "Femme Sole Status", p. 417. また史料8については、以下の文献も参照のこと。 *Ibid.*, p. 422.

(47) セシリーの場合は、商人によれば金銭債務証書は商人と、夫とセシリーの間で結ばれたとされており、彼女が夫から完全に独立しているとはいえない。しかし、商人は、彼女の夫とはその金銭債務証書に印章をつける際に会ったのみであると強調し、また反駁書である史料6cにおいても、セシリーが独立女性であると述べるのを信用して取引をした旨を繰り返しており、セシリーの独立女性という立場が問題となっているため、この点で扱うこととした。

(48) 係争の詳細については、以下の文献を参照のこと。Hanawalt, *Wealth of Wives*, pp. 179-180. 史料2eに見られる、既婚女性の取引について言及された箇所は、以下の文献でも引用されている。Dale, "London Silkwomen", p. 328; Kowaleski & Bennett, *op. cit.*, pp. 493-494; Lacey, "Women and Work", p. 43.

(49) キャサリン・ポーターは、史料4・7の両方に登場するが、どちらにおいてもシルクウーマンとは記されない。

しかし、後述するように史料4からは、夫は魚商であること、絹加工業の材料だと思われるリボンの購入の交渉を自ら外国人商人としていること、史料7からは絹（おそらく生糸）を夫とともに受け取っていることがわかり、これら二件の請願に見られる取引はキャサリンの仕事つまり絹加工業のための取引だと考えられる。したがって、キャサリンをシルクウーマンと考えることは妥当であろう。

(50) 史料4については、以下の文献も参照のこと。McIntosh, "Femme Sole Status", p. 426.

(51) 働く女性と信用については、以下の文献を参照のこと。McIntosh, *Working Women*, pp. 9-13, 85-98.

(52) Hovland, *op. cit.*, pp. 181-184; Lacey, "Women and Work", p. 47; McIntosh, "Femme Sole Status", p. 413 など多数。

(53) Baker, *op. cit.*, pp. 269-271; Barron, "Golden Age", pp. 41-43; Barron & Sutton, *op. cit.*, pp. xiii-xxxiv; Hanawalt, *Wealth of Wives*, pp. 61-68; Henrietta Leyser, *Medieval Women: A Social History of Women in England, 450-1500* (London, 1995), pp. 168-180; Mavis E. Mate, *Daughters, Wives and Widows after the Black Death: Women in Sussex, 1350-1535* (Woodbridge, 1998), pp. 82-91; 三好洋子「十四世紀ロンドン市民の孤児と未亡人」『巨大都市ロンドンの勃興』(刀水書房、一九九九年)、二〇〇—二一三三頁。当然ながら、都市のすべての寡婦が比

較的裕福な生活を営むことができたわけではない。P. H. Cullum, "And Hir Name was Charite": Charitable Giving by and for Women in Late Medieval Yorkshire", in *Woman is a Worthy Wight: Women in English Society, c. 1200-1500*, ed. by P. J. P. Goldberg (Stroud, 1992), pp. 182-211; Leyser, *op. cit.*, pp. 179-180; Robert A. Wood, "Poor Widows, c.1393-1415", in Barron & Sutton, *op. cit.*, pp. 55-69.

(54) ロンドンでは、一三五六年以降、子どもがいない場合は、夫の所有していた不動産のうち二分の一が寡婦産として与えられた。この、寡婦産として与えられた不動産は、寡婦の死後は夫の相続人の手に渡るものであり、寡婦に処分権は与えられていなかった。Barron, "Golden Age", p. 43; Hanawalt, *Wealth of Wives*, p. 61.

(55) 史料については、以下の文献も参照のこと。Dale, "London Silkwomen", pp. 327-328; Lacey, "Narrow Ware", pp. 189-190. また、シヨーンは自らの遺言書において、シルクウーマンと称している。TNA, PRO, PROB 11/6, fols 134-135r.

(56) エリザベス・ラングトンについては以下の文献を参照のこと。Dale, "London Silkwomen", p. 328. また、シヨーンの夫シヨーンは馬具商であり、馬具の装飾として絹製品が用いられた可能性はある。加えて、シヨーンが徒弟に訓練を施していたかは不明であるが、寡婦にも徒弟をとることに

は可能であった。遺言書作成時に寡婦であることが明らかなシルクウーマンの遺言書は、筆者の調査によれば一九通現存しており、そのうちの五通に女子の徒弟への遺贈が見られる。

(57) 寡婦のシルクウーマンの活動については、以下の文献も参照のこと。Barron & Davies, *op. cit.*; Sutton, "Alice Claver".

(58) Barron & Sutton, *op. cit.*, p. xxviii; 三好前掲論文「一七一一一九頁」。

(59) ただし、ライフサイクルの段階の変化に伴う人々とのつながりの変化が、活動の規模に影響を与えた例もあることは指摘しておきたい。例えば、一五三三年、シルクウーマンのページリー・ヴォーン Margery Vaughan は、夫のステイーヴン Stephen の推薦により、クムリー八世紀に仕えるシルクウーマンとなった。 *Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the Reign of Henry VIII*, ed. by John Sheren Brewer and others, 22 vols (London, 1862-1932) (以下「*Letters and Papers*」略記), VI (1882), p. 245; *Letters and Papers*, X (1887), p. 384; Maria Hayward, *Dress at the Court of King Henry VIII* (Leeds, 2007), p. 328; Sutton, *Mercery of London*, pp. 389-390.

(60) Goldberg, *Women, Work, and Life Cycle*, pp. 333-336; Hanawalt, *Women and Work in Europe*, pp. x-xi.

(61) Sutton, "Alice Claver"; Idem, "Two Dozen or More

Silkwomen". Idem, "Women of the Mercy". サットンにはまた、シルクウーマンには服地商の娘が多いことを推測している。 *Ibid.*, p. 161.

(62) コフレスキーとベネットは、シルクウーマンが生涯絹加工业に携わっていたとしているが、根拠は挙げていない。 Kowaleski & Bennett, *op. cit.*, pp. 480-481.

(63) この六人のシルクウーマンの夫の仕事は、生糸や絹製品を主な商品として扱う服地商ほどは絹加工业との関連が深いとは考えられないものの、国外の商人との取引を行う可能性のある仕事、交通や流通に関連する仕事、また社会的地位の高い仕事が見られることから、妻のシルクウーマンとしての活動にとつて何らかの形で有益であった可能性は否めない。例えば、ジョン・ホーンの夫ウィリアム William がロンドン市長を務めた一四八七—八八年のシェリフのうちの一人が、史料8の請願書をもってジョンを訴えている商人ジョン・フィンケル John Fynkell であったことから、ジョンがジョンと取引することについてウィリアムが何らかの役割を果たしたであろうことは、想像に難くない。妻の仕事と夫の仕事との関連については、さらなる検討が必要であろう。 Caroline M. Barron, *London in the Later Middle Ages: Government and People 1200-1500* (Oxford, 2004), p. 347.

(64) 拙稿、九七頁。

(65) Goldberg, *Women, Work, and Life Cycle*, p. 333.

Hanawalt, *Wealth of Wives*, pp. 177-180; Philips, *op. cit.*, pp. 130-135.

(66) 前掲註(59)を参照のこと。

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)

表1 大法官府裁判所の裁判関連文書に現れるシルクウーマン(概要)

No. #1	史料 #2	年代	種別	申立人	係争の当事者 #3 #4	被告	係争の内容
1a	CI/75/106	1451/1457-79	請願書	John Wolharone (a)	Katherine Dore (a)	Katherine Dore (a?)	
1b	CI/27/482	1460-65	請願書	Joan Wolharone (a)	Katherine Dore (a?)	Katherine Dore (a?)	もと係争が、御手を書いている。徒弟であったときの、訓練費、飲食費、粗雑茶の代金の支払いをめぐって起きたもめごとを解決するために作成された金銭債務証券の履行について。
1c	CI/28/84	1460-65	答弁書	Joan Wolharone (a)	Katherine Dore (a?)	Katherine Dore (a?)	
1d	CI/28/84b	1460-65	反致書	Joan Wolharone (a)	Katherine Dore (a?)	Katherine Dore (a?)	
1e	CI/28/83	1460-65	請願書	Joan Wolharone (a)	Katherine Dore (a?)	Katherine Dore (a?)	
2a	CI/31/476	1450-52/1470-71	請願書	Ellen (a) / William Lovell	William Holt (妻Agnesは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	
2b	CI/43/160	1467-70/1471-73	請願書	Ellen (a) / William Lovell	William Holt (妻Agnesは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	
2c	CI/43/159	1467-70/1471-73	答弁書	Ellen (a) / William Lovell	William Holt (妻Agnesは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	
2d	CI/43/158	1467-70/1471-73	反致書	Ellen (a) / William Lovell	William Holt (妻Agnesは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	
2e	CI/43/293	1467-70/1471-73	請願書	William Lovell (妻Ellenは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	生糸の売り手のシルクウーマンが、夫と共に、生糸の買い手であるシルクウーマンの夫を訴えている。シルクウーマン同士でなされた取引において、買い手が生糸の代金を支払わないことについて。
2f	CI/43/294	1467-70/1471-73	答弁書	William Lovell (妻Ellenは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	
2g	CI/43/292	1467-70/1471-73	反致書	William Lovell (妻Ellenは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	William Holt (妻Agnesは死ビ)	
2h	CI/43/291	1467-70/1471-73	尋問書	Elizabeth Stockton (a)・Margaret Dunant (a)	Thomas Gornish (a)・Emma Stokes (a)	Thomas Gornish (a)・Emma Stokes (a)	
3	CI/48/697	1453-74	請願書	Joan Laketon (a)	Thomas Gornish (a)・Galliot Scott	Thomas Gornish (a)・Galliot Scott	シルクウーマンが、中間商人らを訴えている。絹のコースの代金の支払いについて、勘定を差し押さえられたことについて。
4	CI/64/1131	1475-80/1483-85	請願書	John Portier	Anthony Calvo, Francis de Aurea	Anthony Calvo, Francis de Aurea	シルクウーマンの夫が、リボンの売り手であるジェノヴァ商人を訴えている。代金を支払ったにもかかわらず、支払いを請求されたことについて。
5	CI/64/808	1475-80/1483-85	請願書	James Kuesworth (a)	John Portier	John Portier	シルクウーマンの保証人を引き受けた養繭が、そのシルクウーマンの物品の売り手の商人を訴えている。すでに保証人ではないにもかかわらず、代金を請求されたことについて。
6a	CI/110/125	1486-1500	請願書	Bernard de Via Casa	Cecily Malcote (a)	Cecily Malcote (a)	ジェノヴァ商人が、シルクウーマンを訴えている。シルクウーマンが「独立女性」と称して行った取引にもかかわらず、代金を支払わないことについて。
6b	CI/110/126	1486-1500	答弁書	Bernard de Via Casa	Cecily Malcote (a)	Cecily Malcote (a)	
6c	CI/110/127	1486-1500	反致書	Bernard de Via Casa	Cecily Malcote (a)	Cecily Malcote (a)	
7	CI/78/28	1485-86	請願書	Katherine (a) / John Portier	Richard Ryonad	Richard Ryonad	おそろしく中間商人の女性から生糸を受け取ったシルクウーマンとその夫が、中間商人に生糸を売った商人を訴えている。支払う必要のない代金の支払いを請求されたことについて。
8	CI/201/32	1494-96	請願書	John Finkell	Joan Horne (a)	Joan Horne (a)	シルクウーマン下の商人が、シルクウーマンを訴えている。シルクウーマンが「独立女性」と称して行った取引にもかかわらず、代金を支払わないことについて。
9	CI/274/12	1502-03	請願書	Emma Wynner (a?)	Margaret (a) / William Rippynscale	Margaret (a) / William Rippynscale	もと係争が、親方を訴えている。徒弟であったときの飲食費を、支払ったにもかかわらず請求されたことについて。
10	CI/287/2	1504-15	請願書	Anastase (a) / John Lonsan	Thomas Reddon	Thomas Reddon	親方が、もと徒弟の親族を訴えている。親族が、徒弟を連れ去り、飲食費を支払わないことについて。

#1 In a book... or 2a... or 2b...などは、同じ一件の係争の中で提出された書状であることを示す。

#3 係争の当事者のうち、申立人は、請願書を提出した人物、被告とは、申立人の請願書内でもめごとの相手とされた人物である。便宜上このようには分記すが、申立人は生糸請願書、糸取引に関係する関係者、移住記録、訴訟記録の両方を持つ場合のいずれか一方の定義を定めるものとなり、請願書においてもめごとの相手として有利か不利かについても、項別に裁判の帰結が記載されている場合によっては異なる。

#4 名は現代文書の表記に改め、女性の氏名の後の括弧には、係争中に本籍女性の場合は (a)、既婚男性の場合は (a)、寡婦の場合は (a) と記した。また、名前に下線を付した人物が、書状を提出した人物である。

#2 すべて、The National Archives, Public Record Office 所蔵

表2 大法官裁判所の裁判関連文書に現れるシルクウーヴン (ライフマサ・サイケルの段階別)

ももごの死日時	係争時	近付No.	関係者 *2	補加工業に関する情報 *3	
未婚女性	未婚女性? *4	1	Katherine Dore (シルクウーヴン)	署名の女性が結婚条を売却する。糸の染色にも従事している。仕立商の男性と結婚後産婦を育成する。	
5名	寡婦	1	Joan Wolbarst (従弟、使用人・シルクウーヴン)	従弟あるいは使用人のときに、シルクウーヴンに61L、あるいは81L、相当の絹糸を贈ける。	
	死亡	5	Katherine Butler (シルクウーヴン)	保証人を用いて、41L、111L、138L、84L相当の材料と製品を購入する。	
	未婚女性? *45	9	Emma Winger (以前シルクウーヴンの従弟)	補加工業の技術を学ぶ。	
	未婚女性? *46	10	Katherine Radson (以前シルクウーヴンの従弟)	補加工業の技術を学ぶ。	
	契約女性	死亡	2	Agnes Hall (シルクウーヴン)	この書類の下でシルクウーヴンから291L、68L、84L相当の生糸を購入する。大抵は41L、191L相当のコースを購入する。染められた生糸を売却する。友人の父と生糸の売買をする。
11名 (のべ12名)	契約女性	死亡	2	Agnes Hall (シルクウーヴン)	主の許可の下でシルクウーヴンに221L、68L、84L相当の生糸を売却する。
	未婚女性→死亡	2	Ellen Lovell (シルクウーヴン?)	シルクウーヴンに451L、相当の生糸を売却する。	
	契約女性	2	Elizabeth Stokton (シルクウーヴン?)	夫と共にシルクウーヴンに191L、相当の絹のコースを売却する。	
	契約女性	2	Margaret Durant (シルクウーヴン?)	シルクウーヴンから染められた生糸を購入する。	
	契約女性	2	Emma Stokes (シルクウーヴン?)	中間商人を通じてジェエノヴァ商人から3000L、158L、相当の絹のコースを購入し、使用する。	
	死亡 *7	3	Agnes Langton (シルクウーヴン?)	夫が代理でジェエノヴァ商人から461L、相当のヴェネツィアのリボンを購入する。	
	契約女性	4	Katherine Porter (シルクウーヴン?)	独立女性としてジェエノヴァ商人から1521L、138L、104L相当の絹のコースと金糸を購入する。*8	
	寡婦	6	Cecily Malcove (シルクウーヴン、sole merchant)	夫と共に中間商人から31L、相当の生糸を受け取る。	
	契約女性	7	Katherine Porter (シルクウーヴン?) (4と同一)	独立女性としてエヴラマン商人から561L、相当の生糸を購入する。	
	寡婦	8	Joan Horne (シルクウーヴン?、sole merchant)	補加工業の技術を教える。	
	契約女性	9	Margaret Rippynale (シルクウーヴン)	補加工業の技術を教える。	
契約女性	10	Amustase Jonson (シルクウーヴン)	補加工業の技術を用いるコースの代金300L、158Lの支払いの契約を結ぶ。		
寡婦 1名	寡婦	3	Joan Langton (シルクウーヴン)	亡夫 Joan Langton (ロンドン市民、馬具師)	

*1 名は現代英語の表記に改めた。また、職業名の上に「?」とあるものは、裁判関連文書や遺言書などの史料中に記されていないが、内容から推測したものである。

*2 夫の職業は、裁判関連文書に記載されたものに加え、遺言書から判明したものを加えた。

*3 1L、はポンド、s、はシリング、d、はペンスを示す。

*4 本文29参照。

*5 本文30参照。

*6 キヤサリン・ラブは係争の当事者ではなく、係争時に病気でたがが病室に入院であるが、ももごの発病時と病室の期間がおそらく1年以内であることから、係争時に未婚であったと考えられることは判断できる。

*7 本文31が参照。

*8 中立人の主張によれば、兄の契約の夫と共に絹ひ、英領の代表の支払いを商品の取り扱いは妻であるセシリー・ウォルコットが独立女性として行っていたとされる。